

2020年2月12日
自動車総連

自動車総連 記者説明会次第

2020年総合生活改善の取り組みについて

○日時：2020年2月12日（水）15:00～15:30

○場所：View-well Square（ビューウェル スクエア）

○次第：

1. 会長挨拶
2. 取り組み状況説明
3. 質疑応答

○自動車総連出席者：

会長	高倉 明
事務局長	金子 晃浩
副事務局長	森口 勲
(司会：企画総務局局长)	粕谷 強

○配布資料：

- ・ **補足資料** 2020年総合生活改善の取り組みについて
- ・ 2020年総合生活改善 第1回中央生活闘争委員会<確認事項>
- ・ 2020年総合生活改善の取り組み 主要12組合 要求内容

<ご参考>自動車総連概要

- ・ 組織人員 790,000人
- ・ 加盟組合数 1,072組合（2020年2月現在）
- ・ 所在地 東京都港区高輪4-18-21 View-well Square
- ・ 電話 03-5447-5811

以 上

1. 2020年総合生活改善の取り組みの意義

① 「働く者の将来不安の払拭」と「日本経済の自律的成長」の実現

ー 全ての働く者の将来不安を払拭し、日本経済の自律的成長を実現するためには「人への投資」が必要であり、とりわけ賃金に取り組まなければならない。

② 「生産性運動に関する三原則」の実践により、労働の質的向上に対する適正な成果配分を実現し、社会全体に波及させる

ー 組合員の生産性向上による成果は、「生産性運動に関する三原則」に基づいて公正に分配されることが必要

③ 目指すべき賃金水準や働き方に向けて取り組むことで、全体の底上げ・底支え、格差是正を進展させる

ー 自動車産業の魅力向上に向けては、全ての働く者の底上げ・底支え、格差是正に向けて取り組み産業の持続性につなげることが必要

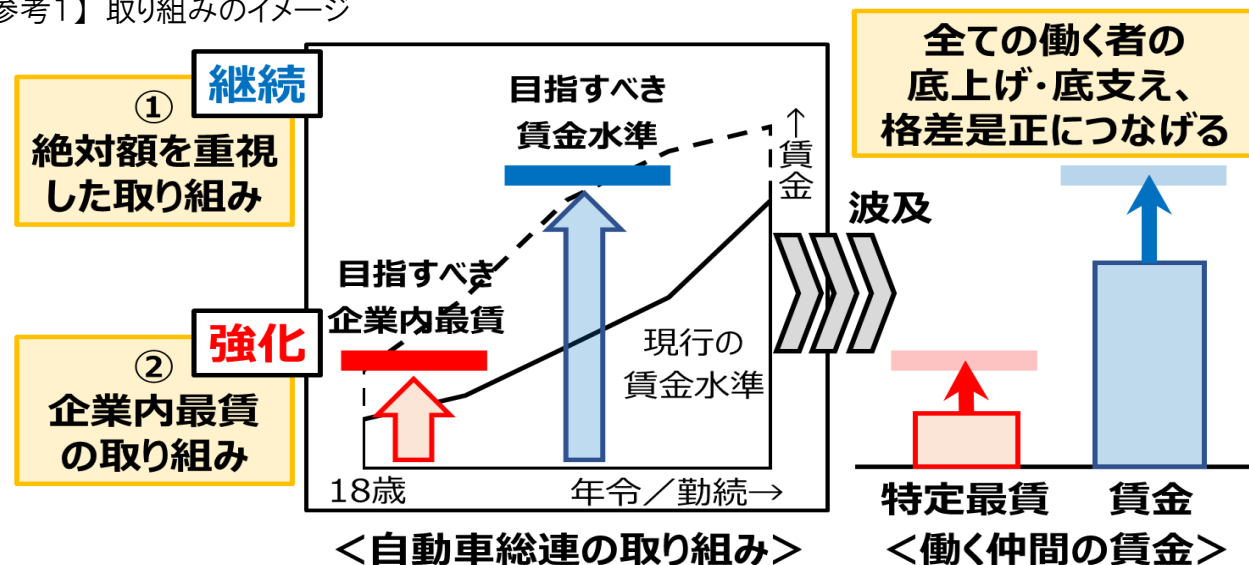
2. 本年の取り組みのポイント

・賃金の取り組みは、賃金の「上げ幅」だけでなく、「目指すべき賃金水準」に向けて取り組む(=絶対額を重視した取り組み)

・これまで以上に企業内最低賃金を強く意識し、「目指すべき企業内最低賃金」に向けて取り組みを強化する

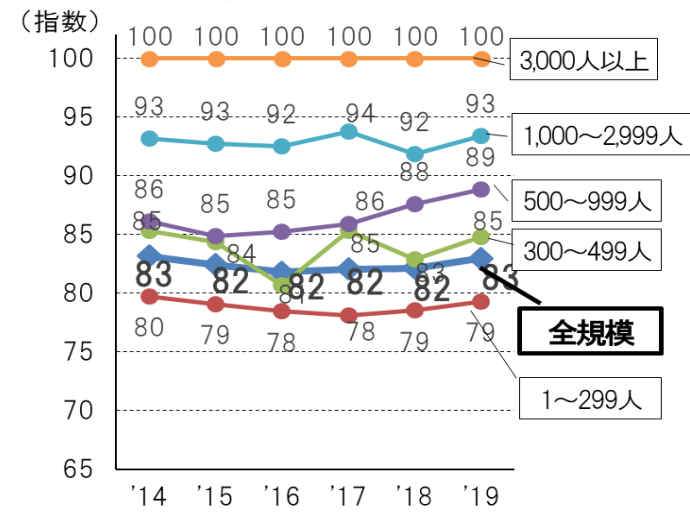
全ての単組は上記取り組みを進めることで、自動車産業のみならず全ての働く者の底上げ・底支え、格差是正を進展させる(=社会全体への波及)

【参考1】取り組みのイメージ

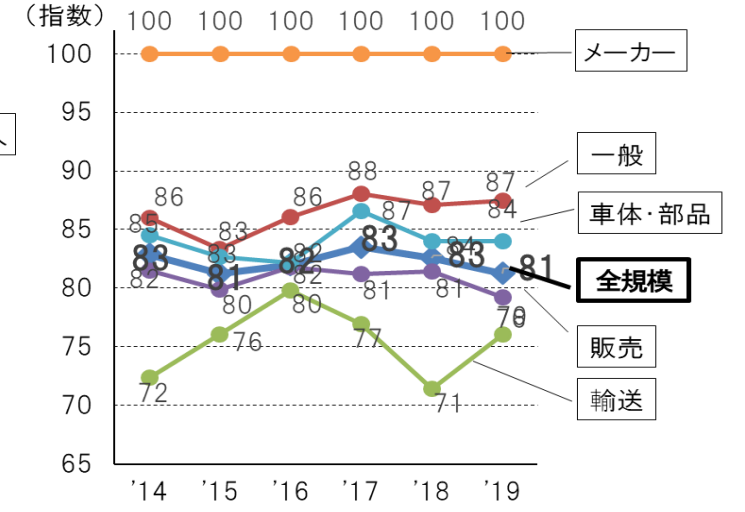


【参考2】自動車総連における賃金差

【規模別】技能職・35歳ポイント別賃金指数 (3,000人以上=100)

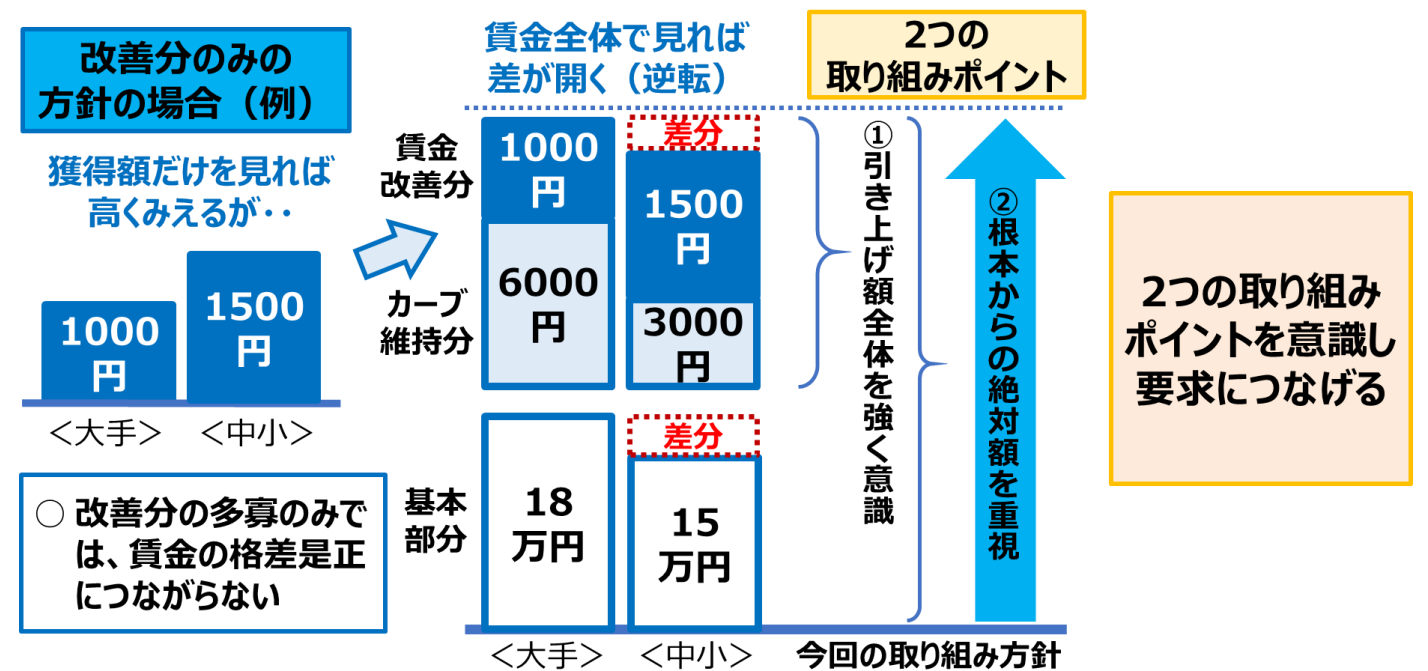


【部門別】技能職・35歳ポイント別賃金指数 (メーカー=100)



3. 賃金の取り組み(月例賃金)

<絶対額を重視した取り組みについて>



【参考3】上部団体の方針(賃金)

連合	① 社会全体に賃上げを促す観点 ・ 2%程度とし、定期昇給分(定昇維持相当分)を含め 4%程度 ② 中小組合の取り組み(企業規模間格差是正の観点) ・ 自組合の賃金と社会横断的水準を確保するための指標を比較し、その水準の到達に必要な額を加えた総額で賃金引き上げを求める。
金属労協(JCM)	① 定期昇給など賃金構造維持分を確保した上で、3,000円以上の賃上げに取り組む。 ② 賃上げの底上げ・格差是正および日本の基幹産業にふさわしい賃金水準確立の観点から、35歳相当・技能職の個別(銘柄別)賃金について、各基準への到達をめざす。

<取り組み基準(月例賃金)>

- 全ての単組は、求める経済・社会の実現、**自らの目指すべき賃金水準の実現及び賃金課題の解決**に資する基準内賃金の引き上げに取り組む。

<個別ポイント賃金の取り組み>

- 個別ポイント賃金は、**技能職若手労働者(若手技能職)及び中堅労働者(中堅技能職)**とし、**各単組の目指すべき賃金水準に向けて**、それぞれの状況を踏まえて要求する。

〔技能職若手労働者(若手技能職)銘柄及び中堅労働者(中堅技能職)銘柄の目指すべき水準〕

	技能職若手労働者 (若手技能職)	技能職中堅労働者 (中堅技能職)
賃金センサスプレミア	323,200 円	370,000 円
自動車産業プレミア	254,000 円	292,000 円
自動車産業目標	239,000 円	272,000 円
自動車産業スタンダード	220,000 円	248,000 円
自動車産業ミニマム	215,000 円	240,000 円

<平均賃金の取り組み>

- 全ての単組は、現下の産業情勢を認識する一方で、物価上昇、労働の質的向上、賃金の底上げ・底支え、格差是正の必要性などの要素を総合的に勘案し、**賃金カーブ維持分を含めた引き上げ額全体を強く意識した基準内賃金の引き上げに取り組む。**
- 取り組みにあたっては、各単組の**目指すべき賃金水準(あるべき姿)及び賃金課題の解決に向けて、これまでの取り組み【*1】を踏まえ自ら取り組むべき賃金水準を設定し要求する。**
- 非正規雇用で働く仲間(直接雇用に対しては、一般組合員との関性を強く意識し、**これまでの取り組み【*2】を踏まえ自ら取り組むべき賃金水準を設定し要求する。**

【*1】自動車総連の平均賃金要求実績

… 2019年:約 7,650 円(うち賃金改善分 3,759 円)、2018年:約 7,500 円(うち賃金改善分 3,413 円)

【*2】自動車総連の非正規雇用で働く仲間(直接雇用)の平均賃金要求実績(有額換算可能な単組の平均)

… 2019年:時給 22.7 円、2018年:時給 19.8 円

<取り組み基準(企業内最低賃金)>

- **協定未締結の全ての単組は、必ず新規締結に向けて要求を行う。**
- すでに締結している単組は、それぞれの状況を踏まえ、着実に取り組みの前進を図る。
 - ①各単組の**目指すべき企業内最低賃金に向けた締結額の引き上げを図る。**
 - ・18歳の最低賃金要求は「164,000 円以上」とする。
 - ・締結額の引き上げに向けては、高卒初任給に準拠した水準での協定化を目指す。
 - なお、取り組みにあたっては JCM の中期的目標(月額 177,000 円程度)を目指し、計画的に取り組む。
 - ②締結対象の拡大に向けては、**非正規雇用で働く仲間への対象拡大を目指して取り組む。**
- ①②を同時並行的に進めることとするが、締結額については、特定最低賃金の金額改正へ波及すること(影響度)も踏まえ、各単組の実態に応じて優先順位を決定する。

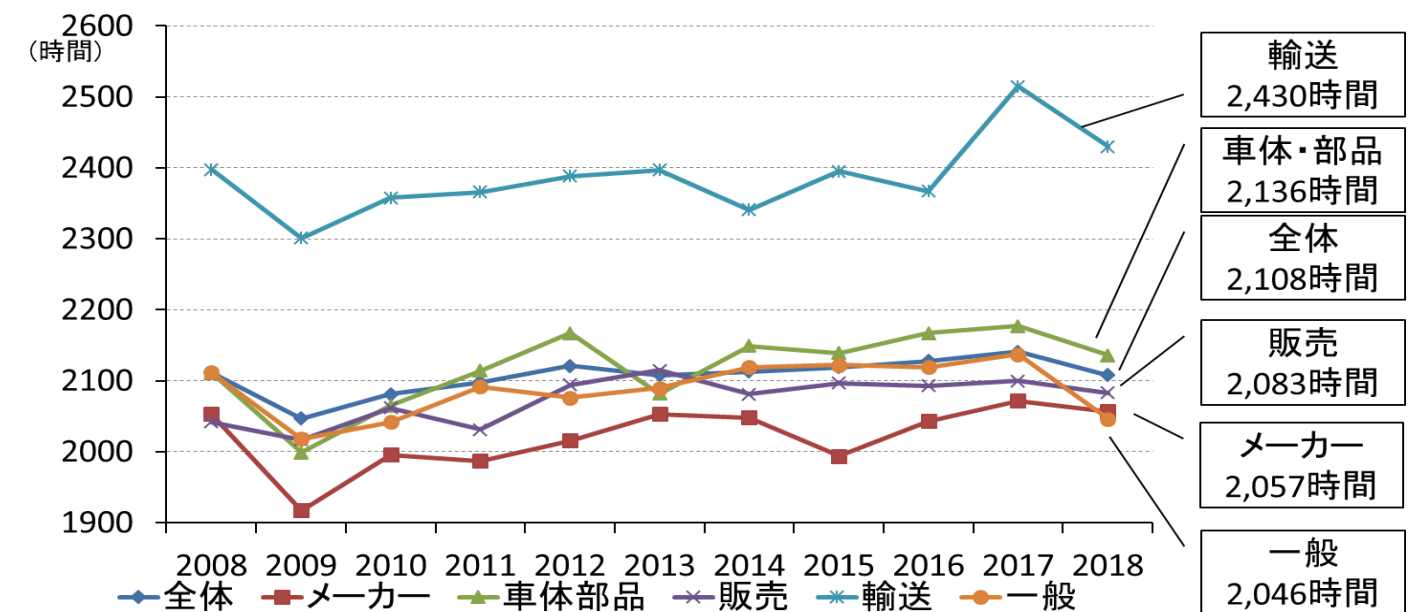
4. 年間一時金

- **年間 5 ヶ月を基準**とする。基準を下回る場合は、最低でも昨年獲得実績以上とする。(最低保障水準 40%以上)

5. 働き方に関する取り組み

- 「生産性運動に関する三原則」の観点から、働く者の視点に立った**働き方の改善に資する提言**に取り組むとともに、それぞれの職場においても職場全体の生産性向上に関わる話し合いに積極的に参画する。
- 総労働時間短縮に向けた「New START12」の枠組みに基づき、各単組の状況に応じ、活動の基盤整備、**年間休日増を含めた所定労働時間短縮、所定外労働時間削減、年休取得促進**に取り組む。

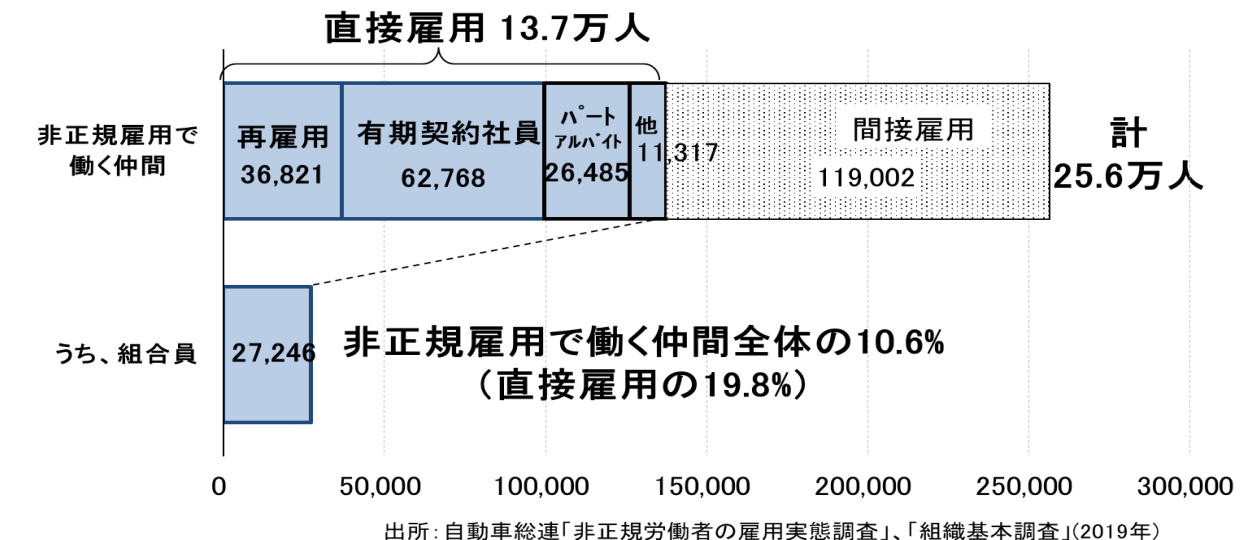
【参考4】自動車総連における総労働時間の推移



6. 非正規雇用で働く仲間に関する取り組み

- 「同一価値労働同一賃金」に基づく**労働諸条件の改善**
- **雇用に係る経営対策**の取り組み
- **組織化**に向けた取り組み

【参考5】自動車総連における非正規雇用で働く仲間の状況



2020年総合生活改善 第1回中央生活闘争委員会

＜確認事項＞

2020年2月6日
自動車総連

☆自動車総連は、1月9日の第87回中央委員会において、『新たな時代に向けてみんなで更なる一步を踏み出そう！』のスローガンのもと、
○自動車産業の大変革期の中、各単組それぞれが目指すべき賃金水準の実現に向け取り組むことを通じ、全ての働く者の底上げ・底支え、格差是正を進展させる
○全ての働く者が生き活きと働き、安心して生活できる職場と社会を実現させる
との思いを果たすべく、2020年総合生活改善の取り組みを進めていくことを全会一致で確認した。

☆以降、全ての労連、全ての単組において、「自らの目指すべき月例賃金・企業内最賃賃金・働き方」をこれまで以上に強く意識し、「自らの要求」を構築してきた。その要求を何としても実現し、職場をもっと元気に前向きにさせるべく、それぞれの立場で経営と丁寧な議論を積み重ね、自動車総連一体となって取り組みを進めていかなければならない。

1. 要求提出

全ての単組は、2月末日までに要求書を提出する。

- 主要単組における統一要求提出日は、2月12日（水）とする。
- 車体・部品部門においては、2月19日（水）までに要求提出を完了する。

2. 統一交渉の推進

強固な共闘体制のもと交渉を進めていくべく、主要単組における統一交渉日を次の通り設定する。なお交渉の状況は、闘争機関を通じて速やかに共有する。

- 第1回：2月19日（水）
- 第2回：2月26日（水）
- 第3回：3月4日（水）

3. 回答引き出し

- 自動車総連全体のヤマ場を3月11日（水）から3月20日（金）までとし、この間で、各単組・労連は、集中的な回答引き出しに最大限努力する。
- 主要単組における集中回答日は3月11日（水）とし、午前中に要求項目の同時回答を引き出す。
- 全ての単組は3月末解決を目指し、遅くとも4月末までの解決に強力に取り組む。
- なお販売部門については3月末解決を目指し取り組むとし、3月末解決が難しい単組においては、昨年よりも一日でも早い解決を目指す。（販売部会確認事項）

4. 闘争機関の設置

中央生活闘争委員会、戦術会議、拡大戦術会議の闘争機関を設置し、闘争戦術を適宜策定・展開するとともに、各業種別部会を機動的に開催し情報交換を行うことで、共闘効果を高めていく。

また、上部団体や他産別との緊密な連携、交渉状況の的確な収集・分析、社会への効果的な発信を行うため、自動車総連本部内に情報センターを2月12日（水）より設置する。

5. 自動車総連一体となった取り組み

産業を支える全ての仲間の処遇改善を図るとともに、総合生活改善における“真の意味での構造転換”を押し進めるべく、業種や規模の違いにかかわらず、全ての単組・労連、自動車総連本部は、それぞれに求められる役割を確実に果たすことで、自動車総連一体となった取り組みとしていく。

＜次回開催＞

- 第2回中央生活闘争委員会を2月24日（月）に開催する。

以上

組合名	要 求 基 礎				要 求					
	年齢 (歳)	勤続 (年)	扶養 (人)	組合員数 (人)	個別ポイント絶対水準要求 1行目:若手技能職*1 2行目:中堅技能職*2	平均賃金要求	非正規雇用で働く仲間に関する取り組み(賃金・一時金など)	一 時 金 (カ月)		
								年間月数	夏	冬
トヨタ	38.8*3	17.7*3	0.8*3	62,369*3	312,780円 387,440円 418,290円*4	賃金引き上げ・人への投資 全組合員一人平均10,100円*9	<賃金> 賃金引き上げ・人への投資全組合員一人平均10,100円に含む。 <一時金> スキルド・パートナー会員:一般組合員の交渉結果に連動した一時金を要求する。 パートタイマー会員:一般組合員の交渉結果に連動した一時金を要求する。	6.5	3.5	3.0
日産	40.4	16.6	0.7	19,750	(316,600円)*5 (350,100円)*5	平均賃金改定原資9,000円 (内、賃金改善相当分3,000円を含む)	シニアパートナー組合員、パートナー組合員 :(一般組合員に準じた額として)月給の一人平均改定額3,000円/時給の一人平均改定額20円	5.4	—	—
本田技研	42.9	20.8	1.3	37,039	300,875円 373,700円	賃金関連総原資2,000円 (ベースアップ1,000円含む)	<賃金>再雇用従業員:再雇用制度に関する協定書に基づき改定する。 定年退職時点の基準内賃金への乗率を52.1%にすることを要求する。 <一時金>再雇用従業員:年間5.0ヵ月+1.0ヵ月(6.0ヵ月) <その他>直接雇用の非正規労働者に対してもベースアップを含めた処遇改善の検討を引き続き 行うよう、労使議論の場を通じて会社へ要望する。	5.0+1.0	3.0	3.0
マツダ	39.3	16.7	1.1	20,481	○*6 ○*6	賃金・処遇改善原資9,000円	<賃金引き上げ>エキスパート・ファミリー組合員および期間社員組合員 :等級5以下組合員に準じた要求とする。 <年間一時金>エキスパート・ファミリー組合員:等級5以下一般社員に連動する。 期間社員組合員:妥結した夏季・冬季一時金それぞれの月数に14,000円を乗じた 金額を特別手当に加算する。	5.0	2.5	2.5
三菱自工	40.0	15.3	1.0	11,561	272,700円 330,100円	賃金改善分3,000円 (賃金制度維持分は別途確認)	<賃金改善分> シニア・パートナー社員、期間社員、パート・アルバイト社員:月給制:3,300円、時給制:20円を要求する。 <年間一時金> シニア・パートナー社員:社員平均支給月数が決定後、シニア・パートナー制度にもとづき、労使で 確認・決定する。	5.5	2.7	2.8
スズキ	38.7	16.4	1.0	16,182	○*6 ○*6	賃金制度維持(昇給制度維持) +賃金改善分3,000円	<賃金> 再雇用嘱託社員:正規従業員に準じた賃金改善分を要求する。	5.8	2.9	2.9
SUBARU	37.7	16.8	1.1	14,731	268,388円 313,433円	賃金表の維持と業績給加算表を合算し 1人平均総額9,000円相当	再雇用者(シニアスタッフ、シニアパートナー):一人平均3,000円相当の賃金引き上げを要求する。 組合員ではない非正規労働者に対しては、組合員と同額の賃金引き上げを要請する。	5.0+0.8	2.5+0.4	2.5+0.4
ダイハツ	39.4	16.9	1.3	10,710	○*6 ○*6	賃金水準維持 +賃金改善分3,000円	<賃金改定原資> パートタイマー組合員:賃金改善分 時給20円	5.8	2.9	2.9
いすゞ	39.3	17.9	0.8	6,858	286,524円 339,291円	賃金カーブ維持分 +改善分3,000円	<賃金引き上げ>再雇用組合員(スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ) 月給2,000円の引き上げ額を要求する。 定年延長を見据えた賃金水準のあり方についての継続協議を要求する。 <一時金>再雇用組合員(スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ) :一般組合員の交渉結果に準じた処遇改善を要請する。 <その他>組合員以外の直接雇用非正規労働者 :諸施策への協力により会社に貢献していることを踏まえ、同じ職場で働く仲間の 意欲・活力の向上、職場の一体感の醸成のため、賃金を中心とした処遇改善を要請する。 2019年労働諸条件改善要求(秋闘)での回答を踏まえ、「同一労働・同一賃金」 の観点から、実態把握と必要に応じた処遇改善を要請する。	5.0+0.8	2.5+0.4	2.5+0.4
日野	33.9	12.0	0.7	9,895	275,301円*7 293,741円*7	平均賃金引上げ・人財への投資 組合員一人当たり7,500円	<賃金引き上げ> シニア組合員:組合員に準じた賃金改善を要求する。 <一時金> シニア組合員:年間5.5ヵ月分を要求する。	5.5	2.75	2.75
ヤマハ発動機	40.0	16.4	1.2	8,847	○*6 ○*6	賃金改善分3,000円	<賃金引上げ> エキスパート社員:賃金改善分として3,000円(1人平均)を要求する。 <一時金> エキスパート社員:5.8ヵ月を要求する。 <その他> 契約社員・パート社員の処遇改善を要求する。	5.8	2.9	2.9
日本発条	36.9	14.9	0.9	4,385	276,750円 308,550円 226,930円*8	賃金カーブ維持分 +賃金改善分3,000円	<賃金引上げ> シニア組合員及び直接雇用で働く仲間(再雇用者を除く):時給ベースで20円引き上げる (月給換算:3,120円) <一時金> シニア組合員:3.71ヵ月分を要求する	5.3	—	—
12組合	39.0	16.4	1.0	160,439 (合計)	—	—	—	5.68	—	—
(参考)11メーカー組合	39.2	16.6	1.0	156,054 (合計)	—	—	—	5.72	—	—

*1:「技能職若手労働者(若手技能職)」とは、生産現場において、上司の包括的な指示の下、日常の担当業務を独力で遂行できる技能を有し、小集団の中で後輩への適切な指導やチームワークの醸成ができ、近い将来、監督者との間に立って職場を底支える中堅の作業者となり得る資質・能力を備えた者。3人世帯。
*2:「技能職中堅労働者(中堅技能職)」とは、生産現場において、習熟期間をほぼ終了し、基幹的作業に対して一人前の技能を有し、後輩への適切なアドバイスとチームワークの醸成ができ、近い将来、熟練作業者あるいは優秀な監督者となり得る資質・能力を備えた者。4人世帯。

*3:一般組合員のみ *4:40歳相当の技能職銘柄 *5:前年度到達水準が維持されることを確認する(参考値) *6:要求は行方が水準は非公開
*7:現行値に賃金改善分を反映させた理論値 *8:25歳の製造職 *9:全組合員には、シニア期間従業員会員、スキルド・パートナー会員、パートタイマー会員を含む